

## 従業員の仕事と家庭の両立をバックアップする事業所を支援します

### 育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金) 育児・介護費用等補助コース

労働者が育児又は介護に係るサービスを利用する際に要した費用の全部または一部を補助する制度を労働協約又は、就業規則に規定し、実際に費用補助を行った事業主及び育児又は介護に係るサービスを行うものと契約し、そのサービスを労働者に利用させた事業主に対して、事業主が負担した額の一定割合を助成します。

#### ●助成内容

1. 雇用保険の被保険者である労働者(育児サービスの場合は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者、介護サービスの場合は家族(配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他の同居の親族)の介護をする労働者)が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額に対して、下表に掲げる助成をします。

	サービスの内容	助成率	限度額
中小企業	育児に係るサービス	4分の3	1年間(1月1日~12月31日)につき 育児・介護サービス利用者1人当たり30万円 (中小企業事業主40万円)かつ1事業所当たり 360万円(中小企業事業主480万円)
	介護に係るサービス	2分の1	
大企業	3分の1		

※下線の助成率・限度額は平成24年3月31日までの措置で、以後は育児に係るサービスの助成率は2分の1になります。

※支給対象期間は、最初に費用補助を開始した日から5年間を限度とします。

※雇用する労働者が育児・介護サービスを利用する際にそれに要した費用の全部若しくは一部を補助する措置又はベビーシッター会社、シルバーサービス会社等育児・介護サービスの提供者と事業主が契約し労働者に利用させる措置のいずれか1つ以上を労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。

※対象となるサービスを提供する施設等の例としては、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、民間ベビーシッター会社、家政婦(夫)、シルバー人材センター、家庭福祉員、有償ボランティア組織、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、居宅介護サービス会社等があります。

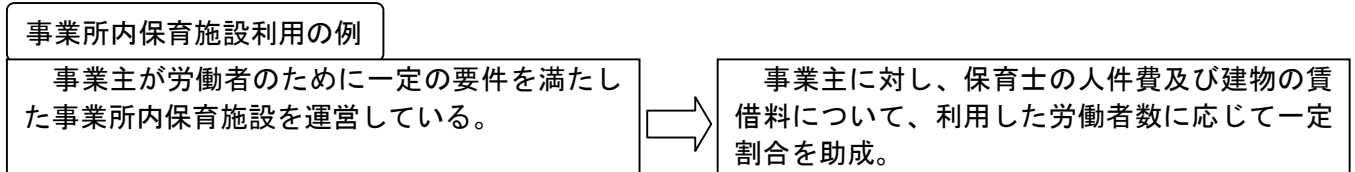
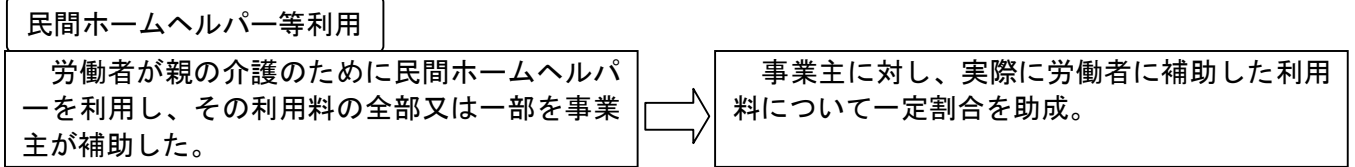
2. 労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の金額に加え、下表に掲げる額を支給します。

	支給額(1事業主につき)
中小企業	40万円 [30万円]※
大企業	30万円 [20万円]※



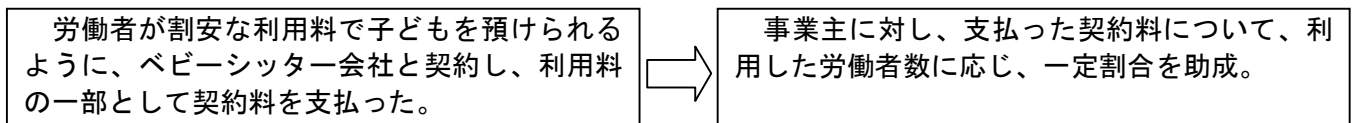
※[ ]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

## ◇【費用補助の場合の例】



※事業所内保育施設設置・運営等助成金(運営費)又は事業所内託児施設設置・運営コース(運営費)を受けている場合には受給できません。

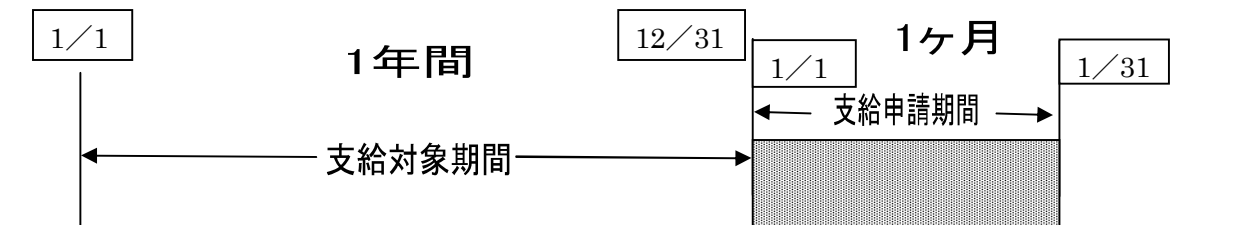
### 【契約の場合の例】



## ●受給手続き

- 支給を受けるには、1月1日から12月31日に事業主が負担した育児・介護サービス費用について、翌年の1月1日から1月31日までに、必要な書類を添えて支給申請書を財団法人21世紀職業財団に提出する必要があります。  
※郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効。

【例：1月1日から12月31日に事業主の負担があった場合】



## ●利用にあたっての注意点

- 育児サービスについては、平成22年6月30日施行の改正育児・介護休業法(以下「改正法」という。)に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、介護サービスについては、改正法に規定する介護休業及び所定労働時間の短縮措置等について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。  
※平成22年6月29日以前に申請する場合は、育児サービスの場合は、改正前の育児・介護休業法に規定する育児休業、介護サービスの場合は、改正前の育児・介護休業法に規定する休業について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- 301人以上の労働者を常時雇用する事業主は一般事業主行動計画を策定・届出していることが必要です。  
※平成21年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更する301人以上の労働者を常時雇用する事業主は策定・届出に加え、公表し、労働者に周知させるための措置を講じていることが必要です。
- 配偶者(内縁関係の者を含む)・父母・子・配偶者の父母・その他同居の親族が行うサービス、公立保育所及び認可保育所が行う保育、介護保険法に基づく介護サービス、病院等による療養を目的とするサービス等は助成金の対象となりません。

この制度に関するお問い合わせ先

財団法人21世紀職業財団奈良事務所 電話 0742-36-6777